

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-516520(P2016-516520A)

【公表日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-035

【出願番号】特願2016-509567(P2016-509567)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月24日(2017.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療用ガスのフローを受けるクッションと、

前記クッションと結合する中央部と、前記中央部から延在するストラップと、を持つフレームと、

患者の頭の上にフィットする少なくとも1つの上部と、前記患者の頭の後ろにフィットするリア部と、を含むヘッドギアコンポーネントと、

前記ストラップを前記ヘッドギアコンポーネントに結合する結合機構であって、開口を持つ前記結合機構と、

を有し、

前記ストラップの端部が、前記結合機構の前記開口を通過し、前記フレームの前記中央部に向かう方向において折り畳まれ、前記ストラップに解放可能なように取り付けられ、

前記フレームの前記中央部へ向かって前記ストラップの前記端部を引くことが、前記患者インターフェース装置を締める動作となり、

前記ストラップの長手方向における伸長が、約3ポンド又は約1.36kgの張力が前記長手方向において前記ストラップに付与された場合、約9.5%以下である、
患者インターフェース装置。

【請求項2】

前記ストラップが、異なる材料の複数の層を含む、請求項1記載の患者インターフェース装置。

【請求項3】

前記層の少なくとも1つが、トリコット生地層である、請求項2記載の患者インターフェース装置。

【請求項4】

前記層の少なくとも2つが、泡層であり、少なくとも1つのトリコット生地層が、前記泡層の間に配置される、請求項3記載の患者インターフェース装置。

【請求項5】

前記クッションが、一組の鼻カニューレを含み、前記ストラップの長手方向における伸長が、前記患者が前記患者インターフェース装置を着用している場合の前記鼻カニューレの

圧縮距離以下である、請求項1記載の患者インタフェース装置。

【請求項6】

前記ストラップの前記端部が、前記ストラップに解放可能なように取り付けられる保持部を含む、請求項1記載の患者インタフェース装置。

【請求項7】

前記保持部が、前記ストラップと解放可能なように取り付けられるフック及びループを形成する、請求項6記載の患者インタフェース装置。

【請求項8】

前記フレームの前記中央部において形成された開口内に挿入される挿入部を更に有し、前記フレームが、柔軟な材料で作られ、前記挿入部が、剛体材料又は半剛体材料で作られる、請求項1記載の患者インタフェース装置。

【請求項9】

治療用ガスのフローを受けるクッションと、開口を持つフレームと、前記開口において配置される挿入部と、を有し、

前記フレームが、柔軟な材料で作られ、前記挿入部が、剛体材料又は半剛体材料で作られる、患者インタフェース装置。

【請求項10】

前記挿入部が、第1の部分と第2の部分とを含み、前記第1の部分が、前記第2の部分と結合する、請求項9記載の患者インタフェース装置。

【請求項11】

前記挿入部が、三角形状を持つ、請求項9記載の患者インタフェース装置。

【請求項12】

前記フレームが、複数の層で作られ、前記複数の層の少なくとも1つが、生地材料である、請求項9記載の患者インタフェース装置。

【請求項13】

前記ストラップの長手方向における伸長が、約3ポンド又は約1.36kgの張力が前記長手方向において前記ストラップに付与された場合、約18mm以下である、請求項1記載の患者インタフェース装置。